



法務ページ・かわら版

平成 22 年(2010 年) 4 月 1 日号 VOL.24
【桜の名前の由来は、「咲く」に複数の意味する
「ら」を加えたものと言われている】



平成 22 年
第 24 号

こんにちは。桜が咲く季節だというのに肌寒い日が続きますね。井原では小田川堤の桜が好きな、行政書士・社会保険労務士の妹尾です。

この事務所通信も、いつの間にか今回で第24号を迎えました。ということは、2年間毎月発行し続けたこととなります。我ながら、よく続けてこれたなと思います。

この2年間、続けることの難しさと大切さを実感しました。新入社や新入学のこの時期、私も初心に戻り頑張りたいと思います。

それでは今月も事務所通信をご覧ください。



妹尾 悟

せのお家★家族4人の日記 ~Vol.19~ 「通学路を親子で歩いてみました」



長男がいよいよ今月、小学校へ入学します。そこで、小学校までの道のりを長男、次男とい

っしょに歩いてみました。

主宰は、子ども会の皆様方。今年小学校へあがる子供を持つ親と子で、いざ学校へ向かって出発。途中、車が多い道や旗振り当番をする場所を確認。歩くこと 25 分、学校に到着。4月から遅刻しないよう、車に気をつけてね。

★2分でわかる！ ほう～務事典 「遺言書を見つけたら、どうする？」

突然ですが、質問です。
「父の死後、封筒に入った遺言が見つかりました。さて、あなたならどうしますか？」



- ①その場で封筒を開ける
- ②他の相続人に見つからないよう封筒を捨てる
- ③家庭裁判所へ尋ねる

正解は、もちろん③ですね。②は絶対×です。

①のように、勝手に開封すると、5万円以下の過料に処せられます。開けるときは、家庭裁判所で「検認」という手続きをし、相続人またはその代理人立会いのもとで、開封します。これは、後日、遺言書が偽造、変造されるのを防ぐために行います。

ちなみに、公証役場で遺言を公正証書にすると、遺言の原本は公証役場で保管されるため、偽造・変造のおそれがなく、検認手続きは必要ありません。

検認は、遺言書の現状を確認、確定する手続きに過ぎないため、遺言の内容が有効か無効かの判断は行いません。また、相続人間で遺言書を参考にし、遺産分割協議を行うかどうかは、相続人たちの自由ということになります。

せっかく、書いた遺言がそれでは意味がなくなると思われた方は、公正証書遺言にしておくことをおすすめします。検認手続は申立から検認まで、1～2ヶ月と時間もかかります。その点、公正証書遺言は、書かれた内容をすぐに実行できます。

ご相談は、電話 (0866) 63-3213 までどうぞ

営業時間●午前9時～午後7時(土曜午後5時) FAX050-1188-2050(24時間受付)

高額療養費とは同じ世帯で同じ病院や診療所で支払った1月の医療費が、一般の場合で80,100円を超えたとき手続きをすれば戻ってくる制度

高額療養費の《ポイント》

●同一の月に受診したもの

高額療養費は、同一の月(月の初日から月末まで。「暦月」という)に受診したものが対象です。したがって、3月25日～4月10日まで入院した場合、3月25日～3月31日と、4月1日～4月10日の計算は別。

●同一の医療機関ごとに計算

●総合病院の場合、診療科ごとに計算

●同一の医療機関であっても、医科と歯科別計算

●同一の医療機関であっても、入院と通院別計算

●院外薬局も含める

医療機関から交付された処方箋により、薬局で調剤を受けたとき(いわゆる院外薬局)、薬局で支払った額は、処方箋を交付した病院分を含めて計算する

●70歳未満の人は、一部負担金相当額が21,000

円以上の場合計算対象。70歳以上は基準なし。

●計算は、個人単位

ただし、同一月に同一世帯で21,000円以上のものが2件以上あったときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給される。

同じ人が同一月に2つ以上の医療機関、あるいは同一医療機関で入院と外来があつて、それぞれ21,000円以上になった場合も同様

●入院したときの食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

●高額療養費にならなくても、医療費控除の対象となる場合がある。確定申告まで領収証はとっておく

●同一世帯で申請月から過去1年間に3回高額療養費に該当したとき、4回目から自己負担限度額が44,000円(一般の場合)を超えた医療費が戻る

私の独立開業物語 ～Vol.1～

「初めて知った行政書士という資格。そのとき私は…」

私が最初に行政書士の資格を知ったのは、今から約20年前のこと。当時、私は京都で大学生をしていました。

しかし、当時の私は学校へも行かず、食べるように本を何冊も読んでいました。いわゆる、「引きこもり」状態。今思えば、親にすごく悲しい思いとお金を使わせてしまったと反省しています。

高校を卒業し、このまま大学を出て、他の同級生と同じように就職する人生に意味を見いだせなかった当時の私は、今思えば、大半は現実逃避であったと思いますが、本を何冊も読むことで、答えを探そうとしていました。

自分はこの先どうすればいいのだろうか？ そんな、悩んでいた時期に、偶然、書店で行政書士の資格本を手にとったのです。

「よし、これだ！」と思い、資格取得に向けてまっしぐら……、と話しの流れでは、そうなるのですが、当時の私は、自分で「発火」することができなかったので、本を買っただけで何もせず。また、現実逃避という「自分探し」を続け始めたのです。

ただ、頭の隅っこには「行政書士」という言葉が残っていましたが、それを思い出したのは、ずっとあとのこと。

そこから、行政書士の資格を目指すまで、私は長い歳月を経ることになるのです。

(この続きは、また次号以降でお話します)

つづく



●ホームページは「行政書士 せのお」で検索してください。すぐに、アクセスできます。

ホームページ <http://www.senojimu.net/>